

平成27年度各専門分科会・部会の開催概要について

目次

《民生委員審査専門分科会》	1
《地域福祉専門分科会》	2
《障がい者福祉専門分科会》	4
《障がい者福祉専門分科会 審査部会》	6
《児童福祉専門分科会》	7
《高齢者福祉専門分科会》	9
《地域保健専門分科会》	12

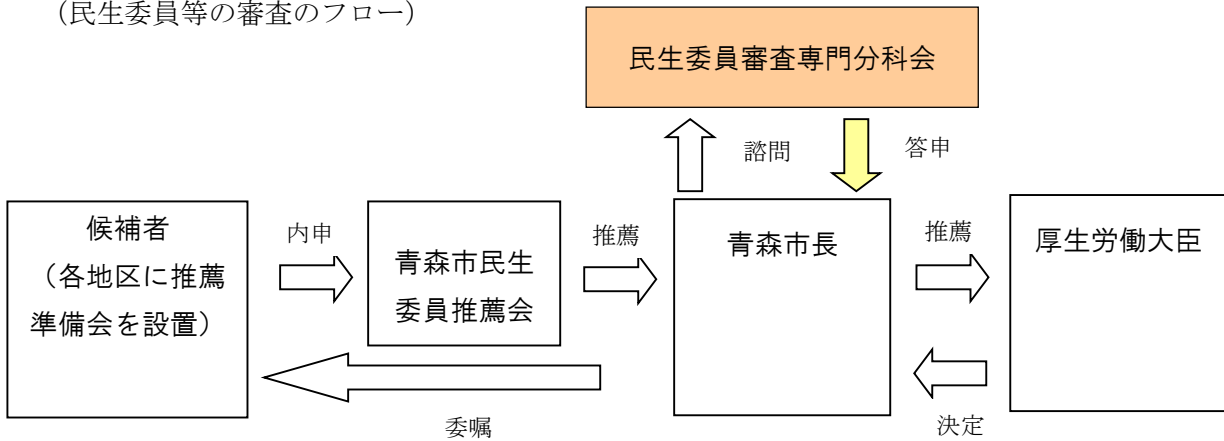
注：「平成27年度の開催スケジュール」については、現時点での予定も記載しておりますので、変更することがあります。

《民生委員審査専門分科会》 担当課 健康福祉政策課

・調査審議事項

○青森市民生委員推薦会が推薦した民生委員・児童委員候補者の審査（民生委員法第5条、第7条）

（民生委員等の審査のフロー）



・民生委員・児童委員定数および充足率

民生委員・児童委員			
定数	現員数	欠員数	充足率
658名	615名	43名	93.5%

※欠員数は、平成27年10月20日時点

・平成27年度の開催スケジュール

開催回（開催日）	案件
第1回（平成27年5月25日）	・民生委員・児童委員候補者の審査 ・主任児童委員候補者の審査
第2回 （平成27年11月中旬予定）	・民生委員・児童委員候補者の審査
第3回 （平成28年1月中旬予定）	・民生委員・児童委員候補者等の審査

《地域福祉専門分科会》 担当課 健康福祉政策課

・調査審議事項

地域福祉に関する事項

○「青森市地域福祉計画」の検討審議など

<参考>

「(仮称)青森市地域福祉計画」基本方向 3 ページ参照

・平成27年度の開催スケジュール

開催回 (開催日)	案 件
第1回 (平成27年5月21日)	・「(仮称)青森市地域福祉計画」策定スケジュールについて ・「青森市地域福祉計画」フォローアップについて ・アンケート調査の実施について
第2回 (平成27年8月20日)	・アンケート調査の結果について ・「(仮称)青森市地域福祉計画」骨子(案)について
第3回 (平成27年11月17日予定)	・計画素案について ・計画素案に対するパブリックコメントの実施について
第4回 (平成28年2月上旬予定)	・計画素案に対するパブリックコメントの実施結果について ・計画案について

「（仮称）青森市地域福祉計画」基本方向

1 計画策定の目的

- 本計画は「青森市総合計画後期基本計画」の分野別計画として、計画中の施策である「地域福祉の推進」を具体化するための計画として策定します。
- また、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。
- 健康福祉政策関連の各計画における、地域福祉に関する理念や目標を共有し、整合性を図り、地域福祉を総合的に推進するための計画とします。

2 計画期間

平成28年度から平成32年度（5年間）
※後期基本計画と同期間

3 現状と課題、計画の基本方向

現状

社会動向

少子化・高齢化、人口減少

地域コミュニティの希薄化

虐待、孤立、引きこもり、認知症の顕在化

生活支援ニーズの多様化

地域福祉の担い手不足

災害時における要支援者への配慮（避難支援、福祉避難所）

制度改正

医療制度改革（病床数削減）

介護保険制度改革

生活困窮者自立支援制度の開始

障害者差別解消法の制定
障害者権利条約の締結

社会福祉法改正（予定）
（社会福祉法人の地域貢献）

市民、町（内）会、福祉団体等へのアンケート

【現状】近所のつながり希薄化、支援ニーズと提供ニーズのずれ、人材不足 など

【今後】地域住民のつながりが必要

課題

○住民同士で支え合う意識の更なる向上が必要

少子化・高齢化、人口減少、核家族化、地域コミュニティの希薄化により、地域の中でお互いに支え合う互助の力（相互扶助の力）が低下してきていることから、支え合う地域づくりを進めていくため、地域住民一人ひとりの地域でお互いに支え合う意識の向上が必要となっています。

○担い手の不足への対策が必要

町（内）会や社会福祉法人等の地域福祉の担い手はスタッフが不足している状況であり、行政も民生委員の欠員など担い手不足が生じていることから、これまでの地域福祉活動を継続あるいは発展させていくため、地域福祉の人材の育成・確保により一層力を入れていく必要があります。

○地域で支え合う体制づくりが必要

医療や介護などの社会保障制度改革により、高齢者や障がい者はこれまでの入院・入所生活から在宅生活への移行が促進され、地域における包括的な支援が必要となること、また、地域住民や団体のニーズとして、地域福祉の推進のために地域の団体の交流・連携が必要とされていることから、多様な主体が連携し、地域ごとに人や団体を結び付け、住民同士が支え合う体制づくりが必要となっています。

○地域福祉活動のための「場」の整備・提供が必要

市所有施設の老朽化に対応した地域福祉活動のための施設管理や、介護保険制度改革に伴う高齢者の在宅生活を支えるための施設整備の推進などハード面の「場」の管理・整備が必要です。

また、コミュニティの希薄化を改善するため、地域住民や団体が交流する機会づくりが重要であることから、ソフト面での

○地域の状況に応じた支援や相談対応・情報提供が必要

介護保険制度改革による生活支援等のための新しい総合事業の実施や、生活困窮者への自立支援制度の実施、また、災害時における要支援者への避難支援など、様々な制度改正や地域住民のニーズに対応するため、地域の状況に応じた支援の実施、相談対応、情報提供が必要となっています。

次期計画の基本方向（イメージ）

○地域で支え合う意識の向上

市民一人ひとりが地域でつながり支え合うという意識がこれまで以上に根付くよう、地域で支え合う意識づくり、権利擁護意識の向上を推進します。

○地域福祉の担い手の育成・連携

今後の更なる高齢化、少子化、人口減少に備えた地域づくりを進め、地域で支え合う力を強化するため、地域福祉の担い手の育成・連携を図ります。

○地域での共助ネットワークの構築

地域内の高齢者、障がい者、子どもなど支援が必要な方を、住民同士で支え合える体制づくりを進めます。

○地域福祉推進のための基盤整備

青森市福祉増進センターや青森市総合福祉センター、福祉館など、地域における福祉活動拠点のハード面の充実を図るとともに、それらの拠点を活用した集まりや交流の場づくりなどのソフト面でも地域住民が活動しやすい環境づくりを図ります。

○福祉サービス提供体制・相談体制の充実

高齢者、障がい者、子どもなどが地域で安心して生活できるよう、各種支援制度や相談体制等の充実を図ります。

《障がい者福祉専門分科会》 担当課 障がい者支援課

・調査審議事項

障がい者の健康福祉に関する事項

○障がい者福祉に関する計画の検討審議など

<参考>

「(仮称)青森市障がい者計画」基本方向 [5 ページ参照](#)

・平成27年度の開催スケジュール

開催回 (開催日)	案 件
第1回 (平成27年5月21日)	・「(仮称)青森市障がい者計画」の策定について ・「青森市障害者計画」のフォローアップについて ・アンケート調査について
第2回 (平成27年6月30日)	・「青森市障害者計画」フォローアップに対する意見について ・アンケート調査(案)について
第3回 (平成27年11月予定)	・アンケート調査の結果について ・「(仮称)青森市障がい者計画」骨子(案)について
第4回 (平成27年11月予定)	・「(仮称)青森市障がい者計画」素案(案)について ・計画素案に対するパブリックコメントの実施について
第5回 (平成28年2月予定)	・計画素案に対するパブリックコメントの実施結果について ・「(仮称)青森市障がい者計画」(案)について

「（仮称）青森市障がい者計画」基本方向

1 計画策定の目的

- 本計画は障害者基本法第11条第3項の規定により策定が義務付けられている「市町村障害者計画」であり、また、「青森市新総合計画後期基本計画」の分野別計画として、計画中の施策である「障がい者福祉の充実」を具体化するための計画として策定します。
- 本市の課題と情勢の変化を踏まえ、市における障がいのあるかたに関する施策の総合的かつ効果的な展開の方向を定めることにより、障がいの有無に関わらず、互いを

2 計画期間

平成28年度から平成32年度（5年間）
※後期基本計画と同期間

3 現状と課題、計画の基本方向

現状

現計画のフォローアップから

障がい者への理解不足

虐待事案の発生

防災意識の高まり不足

発達障がい児等への支援不足

一般就労への移行の停滞

アンケート調査・意見交換会から

在宅生活への希望

バリアフリー化の不足

身近な相談窓口の不足

災害時の生活への不安

子どもの教育環境への不安

医療・保健・教育との連携不足

子どもの将来への不安

子どもの居場所の不足

経済的負担の増大

福祉サービス等の情報不足

制度改正

「災害対策基本法」改正

「障害者権利条約」締結

「精神保健福祉法」改正

「障害者差別解消法」制定

「障害者雇用促進法」改正

課題

○障がいに対する理解の更なる促進が必要

障害者権利条約の締結や障害者差別解消法の制定など、障がいのあるかたの権利保障の機運が高まる中、外見だけでは分かりづらい障がいのあるかたは理解を得ることが難しいと感じているなど、依然として障がいに対する理解が不足していることから、障がいに対する理解を更に促進する必要があります。

また、虐待防止意識の高まりがある一方で、虐待が行われているという事実があることを踏まえ、障がいのあるかたの権利擁護を推進する必要があります。

○地域での生活を支援する体制の充実が必要

在宅での暮らしを続けたいと考えているかたが多いことから、在宅サービスの充実が求められています。

また、専門的な相談窓口が身近にはない、医療や福祉サービスなど必要な情報が不足していると感じているかたが多いことから、地域における居住支援機能の集約など、地域での生活を包括的に支援する体制を充実する必要があります。

○自立に向けた切れ目のない支援が必要

友人との関係づくり、就労に向けた教育、教職員の理解など、子どもの教育環境への不安や将来への不安を感じていることから、医療・保健・福祉・教育の連携による切れ目のない支援が必要となっています。

また、一般就労への移行促進のため、障がいのあるかたの状況に配慮した就労支援が求められています。

○障がいのあるかたに配慮したまちづくりが必要

バリアフリー化は、進んでいると感じる人がいる一方、まだ不十分と感じる人もいることから、更にバリアフリー化を推進するなど、障がいのあるかたに配慮したまちづくりが必要となっています。

また、地震などの災害に対する家庭における意識度が低いことや、避難時や避難所での生活に不安を感じていることから、防災・防犯対策を推進し、緊急時における情報提供・通信体制等の整備が必要となっています。

次期計画の基本方向（イメージ）

○互いを尊重し支え合う社会の形成

障がいに対する理解を促進し、障がいを理由とする差別の解消、障がいのあるかたの権利擁護の推進を図ります。

○障がい者の地域生活支援の充実

地域での生活を支援する在宅サービスの充実を図るとともに、必要な福祉サービスの情報を提供するなど、身近で相談できる体制の充実を図ります。

また、障がいのあるかたを支援する人材の

○障がい者の自立した生活の確保

療育・教育に係る相談支援体制の充実を図り、切れ目のない支援を推進します。

また、障がいのあるかたの雇用の拡大と就労支援を図るとともに、スポーツ・文化・芸

○安全・安心な暮らしの確保

障がいのあるかたに配慮したまちづくりを推進するとともに、防災・防犯対策の推進及び緊急時の情報提供・通信体制の整備を図ります。

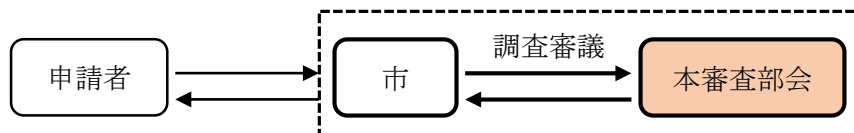
また、障がいの特性に配慮した情報の提供を図ります。

《障がい者福祉専門分科会 審査部会》 担当課 障がい者支援課

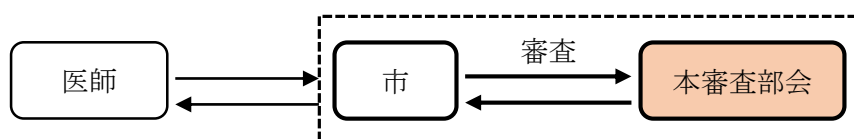
・調査審議事項

身体障がい者の障がい程度の審査に関する事項など

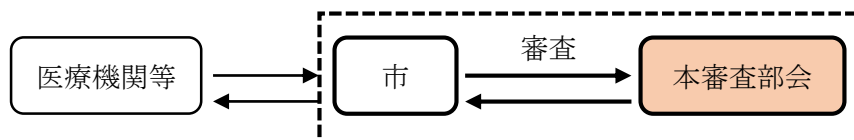
- 1 身体障害者手帳の交付に際し障がい程度に疑義が生じた場合



- 2 身体障がい者手帳交付に係る医師の指定及び取消し等



- 3 自立支援医療を担当する医療機関の指定及び取消し等



・平成27年度開催状況

書面審査：3件

- 指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）の指定 0件
- 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定 3件

《児童福祉専門分科会》 担当課 子どもしあわせ課、子育て支援課

・調査審議事項

児童及び母子の健康福祉に関する事項

○「(仮称)青森市子ども総合計画」の検討審議など

<参考>

「(仮称)青森市子ども総合計画」基本方向 [8ページ参照](#)

○児童福祉施設等の認可に係る基準条例の制定

○児童福祉施設等の認可など

・平成27年度の開催スケジュール

開催回（開催日）	案 件
第1回（平成27年5月19日）	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)青森市子ども総合計画の策定について ・アンケート調査の実施について ・平成27年度青森市子ども会議の開催概要について ・青森市ひとり親家庭等実態調査結果について
第2回（平成27年6月22日）	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業A型の認可について
第3回（平成27年7月6日）	<ul style="list-style-type: none"> ・「青森市子ども総合計画（後期計画）」フォローアップについて
第4回 （平成27年11月9日予定）	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)青森市子ども総合計画」策定に係るアンケート調査結果について ・「(仮称)青森市子ども総合計画」骨子（案）について
第5回 （平成27年11月下旬予定）	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)青森市子ども総合計画」素案について ・「(仮称)青森市子ども総合計画」素案に対するパブリックコメントの実施について
第6回（平成28年1月予定）	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園の設置の認可について
第7回（平成28年2月予定）	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)青森市子ども総合計画」案について ・「(仮称)青森市子ども総合計画」素案に対するパブリックコメントの実施結果について

「（仮称）青森市子ども総合計画」基本方向

1 計画策定の目的

○本計画は、急速に進行する少子化をはじめ、家庭及び地域を取り巻く環境変化に対応した次世代育成支援対策を総合的かつ継続的に推進するための計画として策定します。
○本計画は「青森市新総合計画後期基本計画」の分野別計画として、市の子どもに関するあらゆる施策を総合的に推進するための計画とします。
また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」です。さらに、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画（自立促進計画）」としての位置づけを含むものです。

2 計画期間

平成28年度から平成32年度
（5年間）
※後期基本計画と同期間

3 現状と課題、計画の基本方向

現状

現計画のフォローアップから

- 子どもの権利の更なる普及啓発
- 保護者が安心して働ける環境づくり
- 母子保健・医療体制の更なる充実
- 子どもの活動機会の更なる充実
- 学校などにおける教育の更なる充実
- 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援の充実
- 安全安心な環境整備の推進

アンケート調査結果から

- 子どもの権利の認知度が低い
- 子育て世帯に悩みや不安がある
- 仕事と子育てが両立できる環境が不十分
- 子どもの遊び場が不足
- 子ども関連団体等のマンパワーが不足
- 障がい児支援に関する連携が不十分
- 地域社会の安全安心の確保

制度改正

- 青森市子どもの権利条例制定
- いじめ防止対策推進法制定
- 子ども・子育て支援法制定
- 放課後子ども総合プラン
- 障がい者権利条約締結
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律制定

課題

○子どもの権利に関する更なる普及啓発が必要

子どもの権利についての普及啓発活動を進めるとともに、相談体制の充実を図るなど、**子どもの権利が保障される環境づくり**を推進する必要があります。

○大人が安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりが必要

医療機関等との連携により、**安心して妊娠・出産・育児ができる母子保健対策の充実及び小児救急医療体制の確保**を図るほか、妊産婦や子どもの医療費の軽減を図る必要があります。
また、ニーズに応じた多様な保育サービスの提供等により、**保護者が安心して働ける環境づくり**を推進するとともに、地域における子育て支援活動などを促進する必要があります。

○子どもたちが健やかに育つための環境づくりが必要

学校や家庭、地域などの連携により、**学力はもとより豊かな心や健やかな体の育成を図るとともに、発達障がい、要保護・準要保護児童生徒、いじめ・不登校などへの対応を的確に図る**必要があります。
また、子どもの活動機会や交流機会の確保、子どもの居場所づくり等を通じ、思いやりの心の醸成を図るなど、**子どもの活動機会の充実を図る**必要があります。

○特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援が必要

障がい児、ひとり親家庭など**特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援を促進**する必要があります。
また、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、**貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備**する必要があります。

○子どもが安全に安心して暮らせる環境の整備が必要

子どもを交通事故や犯罪被害などから守り、**子どもたちが安全で安心して過ごせる環境づくり**を推進する必要があります。
また、住環境や公園をはじめ、生活環境全般について**子どもや妊産婦が安全で快適に利用できる**よう適性に整備・管理する必要があります。

次期計画の基本方向（イメージ）

○子どもの権利が保障される環境づくり

平成24年12月に制定した「青森市子どもの権利条例」の趣旨に基づき、子どもにとって大切な権利の保障を図ります。

○妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

母子保健対策の充実及び小児救急医療体制の確保を図るほか、ニーズに応じた多様な保育サービスを提供するなど、**保護者が安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり**を図ります。

○健やかで心豊かな育ちへの支援

学校や家庭、地域などの連携により、**学力はもとより豊かな心や健やかな体の育成を図るとともに、子どもの活動機会を充実させる**など、**子どもの健やかな育ちへの支援**を図ります。

○特に支援が必要な子どもや家庭への支援

障がい児や障がい児家庭、ひとり親家庭、児童虐待の恐れがある家庭などのほか、**貧困の状況にある子どもなど、特に支援が必要な子どもや家庭**に対する、**きめ細かい支援**を図ります。

○子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

子どもを交通事故や犯罪被害などから守るほか、**子どもや妊産婦が安全で快適に過ごせる生活環境の整備**を図ります。

≪高齢者福祉専門分科会≫ 担当課 介護保険課、高齢者支援課

・調査審議事項

高齢者の健康福祉に関する事項

○「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画」の検討審議など

・平成27年度の開催スケジュール

開催回（開催日）	案 件
第1回（平成27年5月14日）	・青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について ・青森市認知症ケアパスについて ・青森市高齢者等SOSネットワークについて
第2回（平成28年1月予定）	・青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

<主な事項>

「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第6期計画 平成27年度～平成29年度」の概要

10～11 ページ参照

I 計画策定の趣旨と位置づけ等

1 高齢化の状況など

<p>○高齢化の進展</p> <p>【高齢者人口】【高齢化率】</p> <p>H26年 約7万9千人 26.7%</p> <p>H29年 約8万3千人 29.5%</p> <p>H37年 約8万7千人 33.9%</p>	<p>○要介護等認定者（第1号）数の増加</p> <p>【認定者数】 【認定率】</p> <p>H26年 約1万5千人 19.4%</p> <p>H29年 約1万7千人 20.8%</p> <p>H37年 約2万1千人 24.7%</p>	<p>○給付費等の推移</p> <p>【給付費】【保険料(月額)】</p> <p>H26年度 約251億円 5,546円</p> <p>H29年度 約274億円 6,394円</p> <p>H37年度 約386億円 10,064円</p> <p>※H37年度は現状推計の参考値</p>
---	--	---

2 計画策定の趣旨

団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）を見据え、高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組むとともに、青森市新総合計画に掲げる「健やかで心安らぎ 人と人がつながり支え合うまち」の実現を目指して本計画を策定します。

3 計画策定の位置づけ

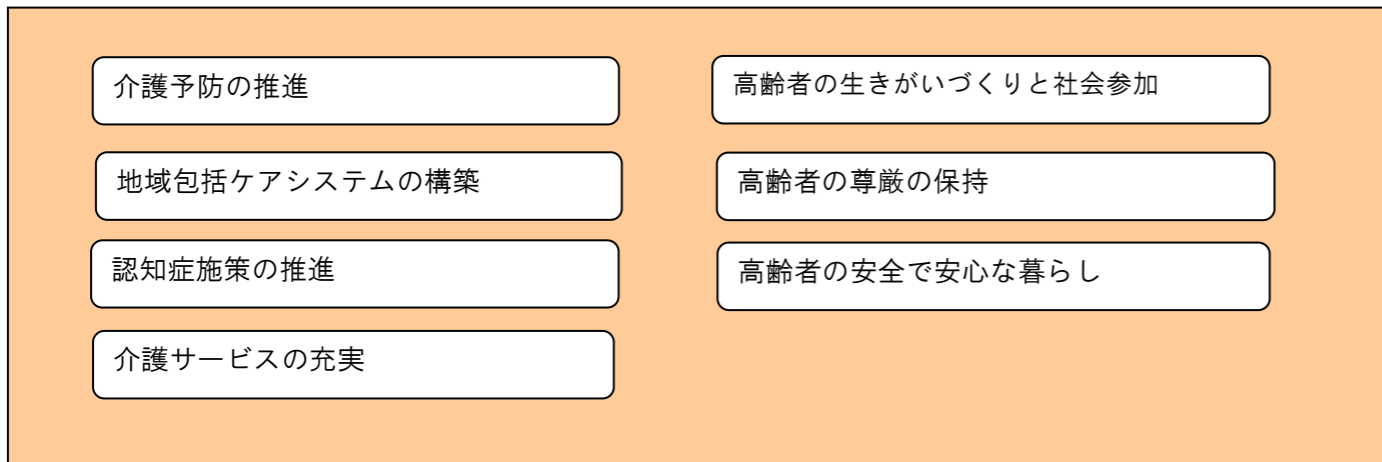
本計画は、介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画と老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画を一体的な計画として策定します。

また、青森市新総合計画に掲げる高齢者に関する施策を総合的に推進するための分野別計画に位置付けられています。

4 基本理念

健やかで心安らぎ 人と人がつながり支え合うまち

5 基本方向

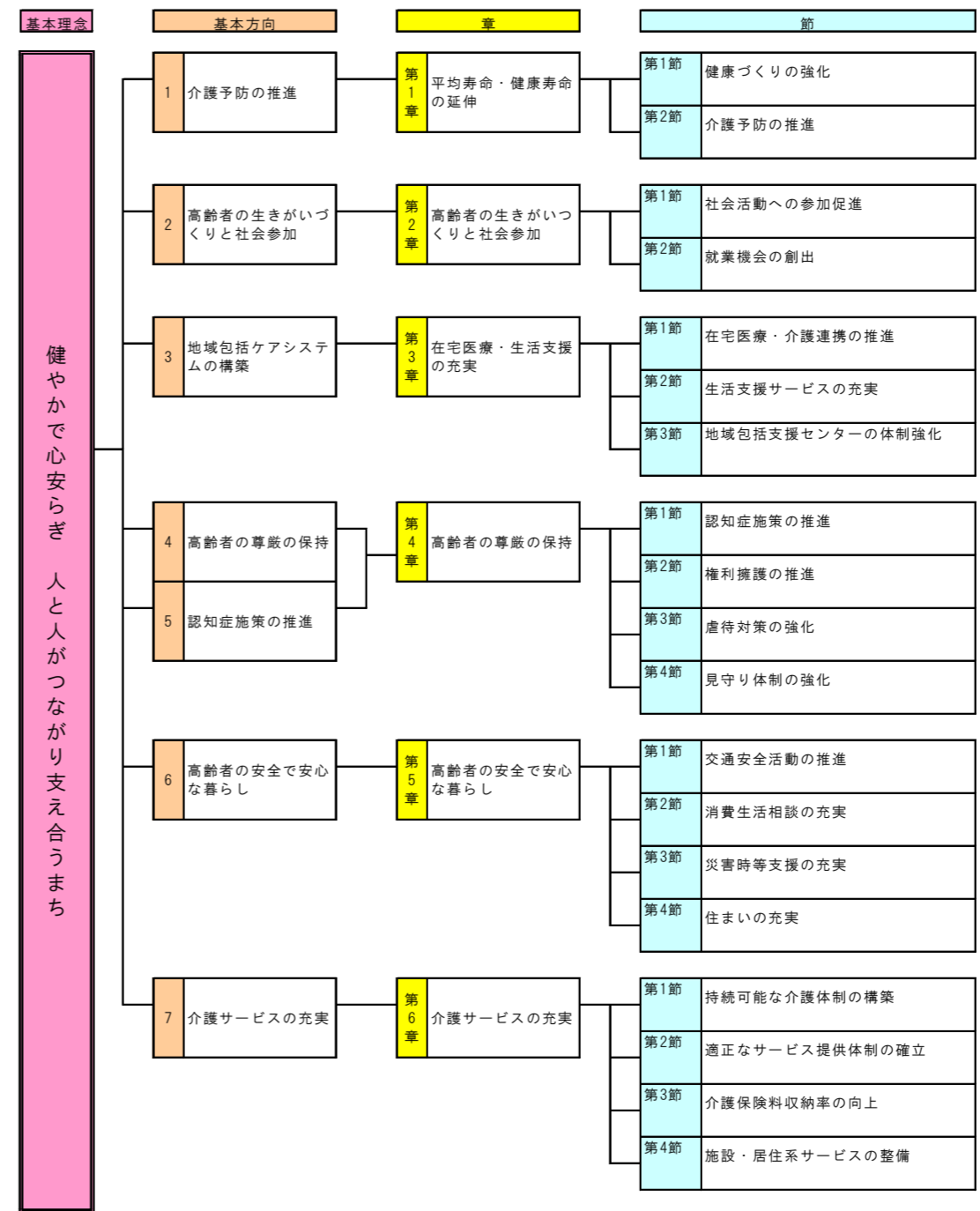


6 計画の推進体制

- ①目標とする指標の設定 ②国の施策等に対応するための弾力的な運用 ③市民と行政の協働
- ④各関係団体との連携 ⑤審議会における高齢者施策の審議 ⑥組織体制の強化

II 分野別施策の体系図

■ 計画の体系図



III 介護保険サービスの事業費及び介護保険料等

分野別施策のほか、主に次の内容について本計画に位置づけることとします。

○介護保険制度の概要

（介護保険制度の改正、介護保険料の算出方法等）

○介護保険事業の運営状況

○介護保険事業の円滑な運営

IV 第6期計画における重点事項等及び介護保険制度の主な改正内容について

- 介護保険制度は、「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」の2点の視点から改正が行われ、平成27年度から順次実施されます。
- いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年に向けて、高齢者ができる限り住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、認知症施策、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携、生活支援サービスなどの地域包括ケアシステムの実現に必要な取組みを進めます。

地域包括ケアシステムに向けた第6期計画における重点事項等

◆医療・介護連携の推進

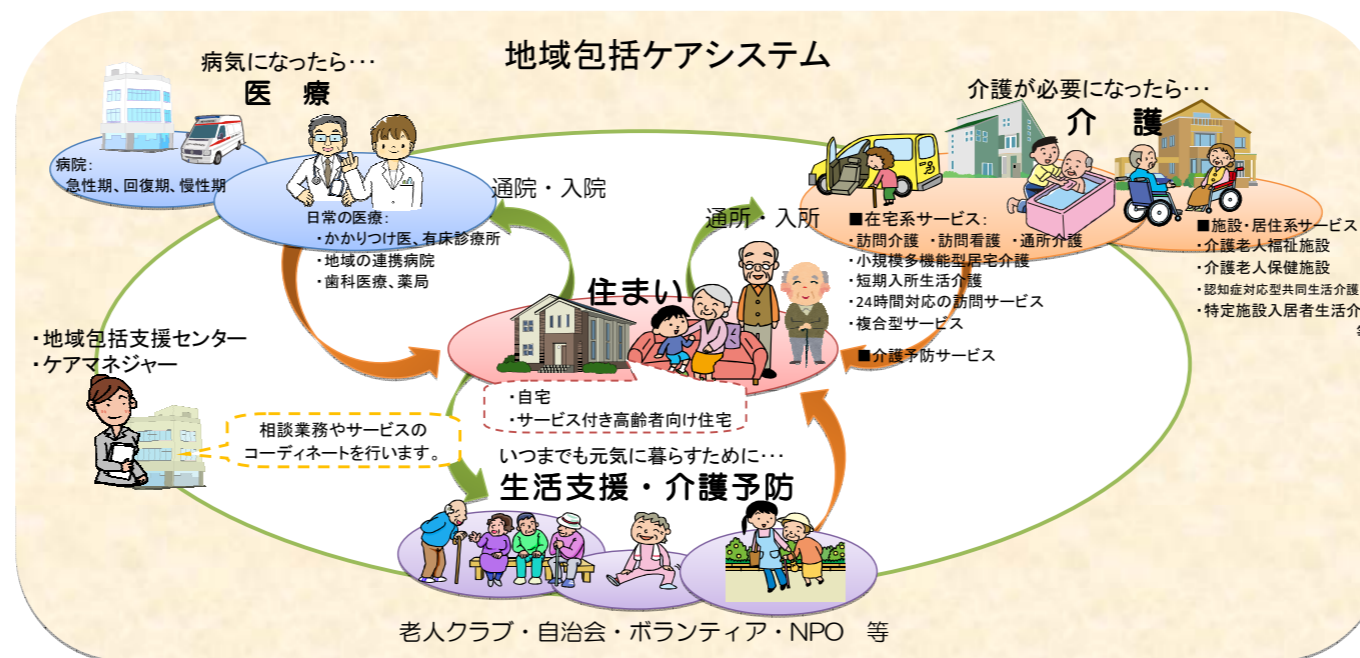
市医師会等と連携を図り、在宅医療・介護サービスの把握等の実施
【H27から順次実施】

◆認知症施策の推進

- ①認知症地域支援推進員の設置 【H27実施】
- ②認知症ケアパスの普及（パンフレット配付） 【H27実施】
- ③認知症初期集中支援チームの設置 【実施検討】

◆生活支援サービスの充実

H29年4月の総合事業移行に向けて、多様なサービス提供のための資源発掘・担い手育成等の実施
【H27から順次実施】



◆地域包括支援センターの体制強化

- ①日常生活圏域の区域見直し 【H28実施】
- ②（仮称）青森市基幹型地域包括支援センターの設置 【計画期間内実施】

◆介護予防の推進

- ①介護予防事業の強化・見直し 【順次実施】
- ②新しい総合事業への移行 【H29年4月実施】

◆介護給付の適正化の推進

新たにケアマネジャー・理学療法士などの専門職のアドバイザーによるケアプラン点検の実施
【H27実施】

介護保険制度の改正のポイント

1 介護保険料が変わります

低所得者の保険料の著しい上昇を防ぐため、保険料の段階を第5期の11段階から13段階へ細分化し、中間層の料率の配慮をするとともに、高所得層の料率の引き上げを行います。なお、低所得者の負担軽減のため、給付費5割の公費とは別枠で公費（国・県・市）を投入し、低所得者の負担軽減を図る予定としています。
【平成27年4月から実施】

2 一定以上の所得があるかたは自己負担が2割になります

65歳以上の被保険者のうち所得上位20%に相当する基準である合計所得金額160万円以上の者（単身で年金収入のみの場合、280万円以上）を基本として、利用者負担を2割に見直しを行うこととしています。
【平成27年8月から実施】

3 低所得の施設利用者の食費・居住費軽減の適用要件が変わります

低所得の施設利用者の食費・居住費負担を軽減する「補足給付」について、一定額を超える預貯金等（単身1,000万円、夫婦世帯2,000万円）がある場合や世帯分離をしている配偶者が市民税課税の場合は、軽減対象外となります。
【平成27年8月から実施】

4 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所基準が変わります

特別養護老人ホームの新規入所者を原則、要介護3以上に限定することとされています（既入所者は除く）。※要介護1・2の方であってもやむを得ない事情等の場合は、特例入所を認められる場合があります。
【平成27年4月から実施】

5 新しい介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

介護予防給付（要支援1・2のかた向け）の「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が、市町村が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行します。
【平成29年4月から実施】

《地域保健専門分科会》 担当課 保健予防課、生活衛生課、健康づくり推進課

・調査審議事項

地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

○「元気都市あおもり健康づくり推進計画」の検討審議など

○健康づくりや公衆衛生に係る事項など

・平成27年度の開催スケジュール

開催回（開催日）	案 件
第1回 (平成28年2月以降予定)	・平成28年度青森市保健所の主な事務事業（案）について (予定) ・平成28年度青森市食品衛生監視指導計画（案）について (予定)

<主な事項>

元気都市あおもり健康づくり推進計画（平成26年10月策定）

13 ページ参照

元気都市あおもり健康アップ推進会議

14 ページ参照

あおもり市民健康アップフォーラム

15 ページ参照

元気都市あおもり健康づくり推進計画 概要

計画策定の目的

国の「健康日本21(第2次)」及び県の「健康あおもり21(第2次)」を踏まえ、健やかで心安らぎ、人と人がつながり支え合うまちの実現を図るため、今後7年間の市民の健康づくりに関する目標と取組の方向性を示す。

計画の位置づけ

- 「青森市新総合計画－元気都市あおもり 市民ビジョン－前期基本計画」第2章の施策である「健康づくりの充実」等、健康づくりに関連する施策を総合的かつ効果的に推進するための分野別計画。
- 健康増進法（平成15年5月施行）第8条第2項に基づく市町村健康増進計画。

計画期間

計画期間は、平成26年度から平成32年度。

現状と課題

男性の平均寿命 全国ワースト4位、県内最下位

- 三大生活習慣病による死亡率(人口10万対)が全国より高い。
- 生活習慣病による死亡の中でも、65歳未満の死亡(早世)が、平成23年では約5分の1、平成24年では約6分の1である。
- がんに関する市民アンケート調査では、約8割の市民が、がん検診は早期発見・早期治療につながると答えているが、検診受診行動は約5割である。
- 約3割の市民は、家族や地域・職場で、がん検診を勧めたり勧められたりすることはほとんど無い。(平成25年度)

⇒知識や意識を適切に活用し行動する、ヘルスリテラシー(健康教養)を備えた人材を育成する必要がある。
⇒早世の減少と平均寿命の延伸を図るため、生活習慣病の発症予防と重症化予防を徹底する必要がある。

- 市民意識調査(平成24年度)
 - ・肥満:約3人に1人の男性が肥満である。
 - ・食生活:約4人に1人が食事のバランスについて、実行していない。
 - ・運動・身体活動:約4人に1人が運動もしていないし、身体もあまり動かさない。
 - ・休養:約5人に1人が、睡眠による休養が十分取れていない。
 - ・ストレス:約5人に1人が、ストレスや気分の落ち込みが大きいにある。
 - ・喫煙:40代男性の約4割が喫煙している(平成23年度)。
 - ・飲酒:約6人に1人が毎日飲酒している。
 - ・歯:約4人に1人が、歯の健康を守るため特に何もしていない。
- 学校保健統計調査(平成24年度)
 - ・全国と比較して肥満傾向児の出現率が高い。

⇒子どもから大人まで、全てのライフステージにおいて、生涯を通じて健康であるための生活習慣づくりを進める必要がある。
⇒特に子どもの頃からの健康的な生活習慣づくり、また、社会生活を営むために必要な、こころの健康づくり、高齢になっても自立し元気に生活できるような心身機能の維持向上に取り組む必要がある。

- それぞれの地域特性を活かし、市民が主体的な健康づくり活動を実践しているが、地域社会全体に広がっていない。

⇒地域、学校、企業、行政の連携により、社会全体で相互に支え合いながら、一体となって健康づくり運動を進めていく必要がある。

基本理念 健やかで心安らぎ、人と人がつながり支え合うまちの実現

全体目標

〇〇生活習慣病による死亡率の減少と、働き盛り世代の死亡の減少を図り、平均寿命の延伸を図る。〇〇一人一人が健康になるための学び、行動する力を持ち、社会全体で支え合いながら健康づくりに取り組む。

基本視点

I 健康づくりのため

II 生涯を通じて健康づくり

III 健康づくりを支える地域

基本方向

1 市民のヘルスリテラシー(健康教養)の向上

2 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

3 生涯を通じて健康であるための生活習慣づくり

4 社会生活を営むために必要な心身の機能の維持・向上

5 地域における健康づくり運動の促進と健康を支えるための環境づくり

主な取組

市民のヘルスリテラシー(健康教養)の向上
①市民のヘルスリテラシー(健康教養)の向上への支援
②健康に関する正しい知識を身につけ活用し、普及する

生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
①がん、循環器疾患、糖尿病などの予防
②高血圧、肥満予防対策の推進
健(検)診の充実
①健(検)診の重要性の普及啓発
②受診しやすい健(検)診の環境づくり

生涯を通じて健康であるための生活習慣づくり
栄養・食生活
①健康的な食習慣の確立
②人材の育成とバランスのとれた食の普及啓発
③市民が食生活改善に取り組みやすい環境づくり
身体活動・運動
①身体活動・運動に取り組む習慣づくり
②運動に取り組める環境の整備
休養
①良質で十分な睡眠と休養についての普及啓発
②休養を大切にする社会環境の改善
飲酒
①過度の飲酒による健康への悪影響に対する取組の推進
②未成年者や妊婦の飲酒防止
喫煙
①たばこの害と健康への悪影響に関する知識の普及と禁煙支援、受動喫煙防止対策の推進
歯・口腔の健康づくり
①生涯を通じて歯・口腔の健康づくり
②生活習慣病予防のための歯周病対策

子どもの健康づくり
①子どもの健やかな発育と健康的な生活習慣づくり
高齢者の健康づくり
①高齢になっても元気でいきいきと生活できる心身機能の維持・向上
こころの健康づくり
①こころの健康を保つ知識の普及
②うつ病予防、自殺予防の普及啓発
③身近な相談体制の整備

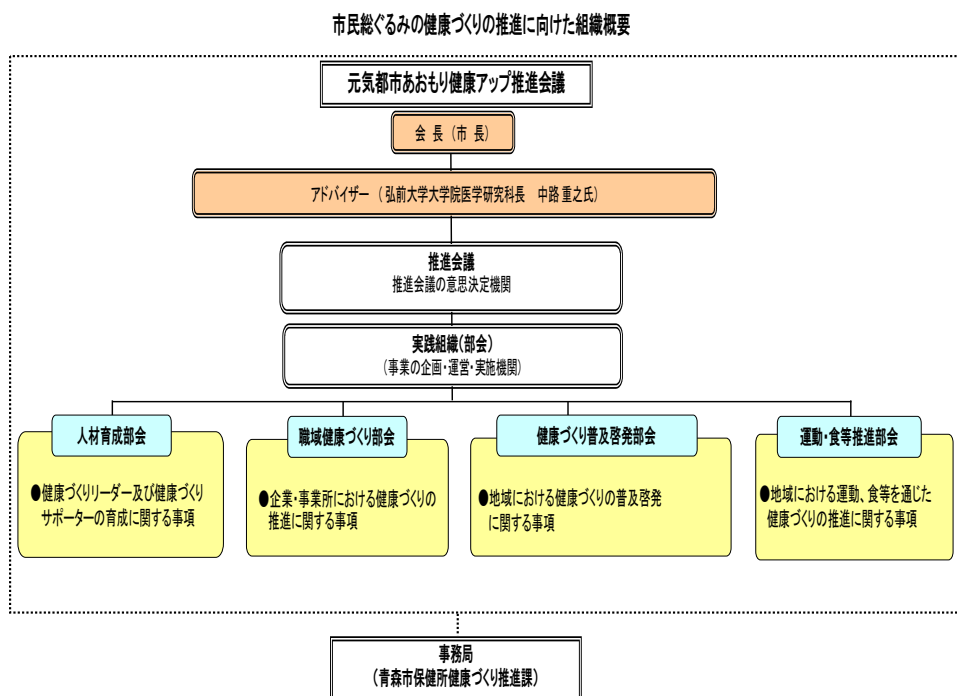
社会全体で支える健康づくり
①市民が生活習慣改善に取り組みやすい環境づくりの推進
②地域、学校、企業、行政の連携による、社会全体で健康づくりに取り組む環境の整備

I 元気都市あおり健康アップ推進会議(市民総ぐるみの健康づくり運動)

市民が健康で長生きするためには、市民一人一人の健康づくり実践に加え、行政のみならず、保健・医療機関、地域の関係団体、学校、企業・事業所等が、共通認識のもとに一体となって、市民総ぐるみの健康づくり運動に取り組んでいく必要があることから、平成26年5月に、元気都市あおり健康アップ推進会議を立ち上げました。

健康づくり活動の実施にあたっては、保健・医療機関、地域の関係団体、学校、企業・事業所等がそれぞれの役割から、主体的に取り組むことが重要であることから、推進会議の中に、4つの部会を設置しました。

組織図



II 各部会

1 人材育成部会

(健康づくりのための人材育成の強化)

より多くの市民のヘルスリテラシー(健康教養)を高めていくため、身近な地域の中で、健康づくりについて気軽に話題にし、伝え合い、互いに学び、具体的な行動へと導いていく健康づくりの人材育成を強化していく必要があります。

人材育成部会では、地域や職場で健康づくりを牽引していく「健康づくりリーダー」及び、自ら健康づくりを実践し、周囲へ健康づくりを広げていく「健康づくりサポーター」を育成します。

- ・あおり健康づくりリーダー育成ゼミ
- ・あおり健康づくりサポーター育成研修会

2 職域健康づくり部会

(企業等における健康づくり活動の強化)

本市の生活習慣病による死亡の中でも、65歳未満の死亡が多いことから、働き盛り世代の死亡の減少と寿命の延伸を図るための取り組みが必要です。

職域健康づくり部会では、働き盛り世代の健康づくりを進めるため、企業・事業所における健康づくり活動を強化します。

- ・健康企業応援補助金事業
- ・事業者向け健康づくり講座等の開催

3 健康づくり普及啓発部会

(地域における健康づくりの普及啓発の強化)

市民一人一人が、主体的に健康づくりに取り組むためには、健康に関する正しい知識の普及と健康づくりに取り組むことへの意識啓発を図ることが必要です。

健康づくり普及啓発部会では、市民一人一人が、健康づくりに主体的に取り組めるよう、また、市民総ぐるみの健康づくりが広がるよう、地域における健康づくりの普及啓発を強化します。

- ・あおり市民健康アップフォーラムの開催
- ・市民健康アップポスター等による周知啓発

4 運動・食等推進部会

(地域における運動・食等を通じた健康づくり活動の推進)

生活習慣病には、食生活や運動、喫煙などの生活習慣が大きく関係しますが、市民意識調査では、市民の4人に1人は身体活動や運動習慣もなく、また、食事バランスについても意識して実行していないという結果となっており、運動や健康的な食等に取り組む必要があります。

運動・食等推進部会では、生涯を通じた健康づくりを推進するため、地域における運動・食等を通じた健康づくり活動を推進します。

- ・健康市民応援補助金事業
- ・あおり健康アップ・チャレンジ月間(9月～10月)

あおもり 市民健康アップ フォーラム

入場無料

健康長寿へ
踏み出す一歩！

11月13日(金)

リンクステーションホール青森
12:00~16:00

● 青森の愛情がつまった
新鮮野菜が当たる
お楽しみ抽選会！



野菜を使った一皿
試食があります



限定200食

あなたが主役！
今から始める健康づくり

開会 13:00~

■私たちの健康づくり
活動発表会 13:20~13:40

出演 あおもり健康づくりリーダー・
あおもり健康づくりサポーター

■実践報告トーク&トーク

- 企業・事業所の取組 13:45~14:30
- 地域の団体等の取組
- 子ども達への取組

あなたの健康度は？

簡単健康チェック
情報展示コーナー 12:00~16:00

- 体脂肪測定
- 血管老化度測定
- がん検診推進
- たばこの健康被害防止 など

身体スッキリ！
健康アップ体操 15:05~15:25

出演 青森市老人クラブ連合会

【実施主体】 青森市、元気都市あおもり健康アップ推進会議

一般社団法人青森市医師会、一般社団法人青森市歯科医師会、一般社団法人青森市薬剤師会、公益財団法人青森県総合健診センター、青森市教育委員会、青森市町会連合会、青森市浪岡町内会連合会、社会福祉法人青森市社会福祉協議会、全国健康保険協会青森支部、青森市国民健康保険運営協議会、青森市小学校長会、青森市中学校長会、青森市PTA連合会、青森市保育連合会、青森市私立幼稚園協会、青森商工会議所、株式会社青森銀行、株式会社みちのく銀行、青森市食生活改善推進委員会、日本健康運動指導士会青森県支部、一般財団法人青森市体育協会、青森県ウォーキング協会、公立大学法人青森県立保健大学



プログラム

あおもり 市民健康アップ フォーラム

11月13日(金)

リンクステーションホール青森
12:00~16:00

12:00~ 開場
簡単健康チェック・情報展示コーナー
野菜を使った一皿試食(限定200食)

13:00~ ◆オープニング
保育園児によるパフォーマンス
◆開会宣言
元気都市あおもり健康アップ推進会議 副会長 加川 幸男
◆開会挨拶
元気都市あおもり健康アップ推進会議 会長(青森市長) 鹿内 博
◆“あなたが主役!今から始める健康づくり”健康づくり活動発表会
○あおもり健康づくりリーダー、あおもり健康づくりサポーターによる発表
○健康づくり実践報告トーク&トーク
・企業、事業所の取組
・地域の団体等の取組
・子ども達への取組
〈助言者〉 元気都市あおもり健康アップ推進会議 会長(青森市長) 鹿内 博
元気都市あおもり健康アップ推進会議 人材育成部会長 藤田 修三 氏

14:35~ ◆あおもり健康トライアルチャレンジ団体表彰式
◆やさいをたべてげんきもりもり実践保育所(園)・幼稚園表彰式
◆お楽しみ抽選発表会
○あおもり健康トライアル実践者に豪華賞品の贈呈
○来場者に青森の愛情が詰まった新鮮野菜の贈呈
◆身体スッキリ!健康アップ体操
元気あっふる体操 青森市老人クラブ連合会
◆閉会
「延ばそう!健康寿命 健康アップあおもりし」の唱和



簡単健康チェック・情報展示コーナー

- ◆呼気中一酸化炭素濃度測定
- ◆やにけん(唾液でわかる体内タール呈色テスト)
- ◆血管老化度測定
- ◆体脂肪・血圧・腹囲測定
- ◆たばこの健康被害防止
- ◆がん検診推進
- ◆歯周疾患と全身の関わり
- ◆糖尿病予防
- ◆減塩・栄養相談



市民総ぐるみの健康づくり運動紹介

- ◆元気都市あおもり健康アップ推進会議の取組紹介
- ◆あおもり健康づくりリーダー、あおもり健康づくりサポーターの活動紹介
- ◆野菜350g普及啓発コーナー
- ◆健康なまちづくり交流会の活動紹介
- ◆やさいをたべてげんきもりもり参加園のめり絵展示
- ◆青森市食生活改善推進委員会の活動紹介
- ◆青森市浪岡地区保健協力員会の活動紹介
- ◆あおもり健康アップレシピ集の紹介



野菜を使った一皿
試食もあります!
(限定200食)

あおもり健康トライアル協賛企業・事業所

〈協賛店名〉 一般社団法人慈恵会、八甲田リゾートホテル、青森農業協同組合、ショッピングタウンサンロード青森、紅屋商事(株)、ハッピードラッグ
フィットネスクラブウイング青森、特定非営利活動法人青森県健康・体力づくり協会、フクシスポーツ、サイトースポーツ、イシダスポーツ、酸ヶ湯温泉
浅虫温泉旅館組合、「道の駅」浅虫温泉ゆ〜さ浅虫、大塚製薬株式会社青森出張所、(株)青〜い郷里、モヤヒルズ、チャンプスポーツボクシングクラブ
金と銀/ケアルーム金と銀、日本生命青森支社 (順不同・敬称略)

下記申込書に氏名をご記入の上、11月6日(金)までにFAX、TEL、郵送又は事務局へ直接お申込み下さい。

参加申込書

お申込み・お問合せ

元気都市あおもり健康アップ推進会議事務局

青森市健康福祉部 青森市保健所 健康づくり推進課(元気プラザ内)

〒030-0962 青森市佃2丁目19番13号 TEL 017-743-6111 FAX 017-743-6276